

概 況 「平成 24 年度をふりかえって」

【はじめに】

財団法人春日会は、昨年創立 51 年目を迎え、新たな半世紀へ向けて出発致しましたが、また同時に創立以来初めての変革の時を迎えていると言えます。それは、これまでの半世紀は、ほぼ創立以来の事業、年 2 回の定期演奏会を中心に新名取を迎える式典、また新たな師範の為の試験、さらには小唄講習会で推移して参りました。

しかし明治以降初めての「公益法人制度改革」で、創立以来文部科学省-文化庁の管轄であった春日会も、改めて内閣府への申請をする事となりました。また、この制度改革は「民の力で公益事業を推進する」ことが明確化され、私共が行う「公益目的事業」が厳しくチェックされことにもなりました。

この様な流れの中で春日会は、5 年前から従来 of 事業に加え、一般の方々へ小唄の魅力に触れることを通し、日本伝統文化の振興を図るべく様々に事業を拡大して参りました。そして昨年度、これまでの芸に「触れる」に加え、新たに「学ぶ」「知る」為の事業を追加、大きな成果を上げることが出来ました。

【会の動向】

春日会の事業を推進し支えるための柱は会員の皆様です。また、会員の予備軍でもある名取の皆様がどれだけいるかも重要です。平成 24 年度は新たに名取となられた方は 53 名、また師範は 9 名の皆様を迎える事が出来ました。

今日の、伝統芸能を取り巻く環境の厳しさを思う時、会員皆様の力で会を支えて頂いている事は感謝に堪えません。しかし会員の高齢化は避けられず、ご高齢による退会申し出が増加しております。この様な状況の中、単に「制度改革」の為ではなく、私共の存亡の為にも次世代の多くの方々へ小唄の持つ魅力を伝え、小唄を学ぶ環境と場づくりを積極的に推進して行く事が急務であると言えるでしょう。

【財団の動向】

既に述べました様に、既に内閣府へ「移行申請」の書類を提出、様々な質疑応答、書類の再提出を終え現在裁定認可待機中です。

申請に当たりましては、「公益」と「一般」がありますが、既に役員会におきましてご説明、審議の上「一般財団法人」として申請致しております。公益申請をするか、一般

申請にするかは大変に悩まして所ではありましたが、春日会の収益事業費率、認定制度などを考え、また何より公益申請の上「取消」になった時には財団の主要財産の殆どが没収になるとのリスクを考え、一般申請を致しました。

しかし事業の推進におきましては、「公益目的事業」を強力に推進して行かなくてはならぬ法的拘束を受けております。この様な中で、申請に当たりましては事業を

- 1、小唄の振興・普及

- 2、小唄の伝承・育成

に分け、その中に「ライブ事業」「ワークショップ」「伝統文化講座」「ライブ助成」、また「若草ライブ」「小唄講習会」「小唄作品研究会」を位置づけ、公益目的事業の推進が一目でわかる様に展開いたしました（各事業の詳細は後述）。

また、この申請を機に会計の適切な処理をすすめ、これまでの財務管理を一層明確に致しました。

しかし公益目的事業の拡大は、社会的な評価に繋がる一方、財政的には赤字の拡大に繋がります。これは、現在春日会が保有してます財産（内部留保）は、全て今後の公益目的事業へ消費して行かねばならぬと言う拘束に拠るものですが、今後は消費をカバーする様な収益事業を作り出す必要に迫られております。

その様な厳しい状況の中で、私共の拠点である春日会館も建設以 50 年近くを迎え、急速に数々の補修箇所が出てきてます。

これらを考える時、現在の春日会の財務状況は決して緊急を有するものではありませんが、早い内に次第への対応を考えて行く必要があると言えるでしょう。